

※詳しくは圖に問い合わせください。

戦没者の遺族に特別弔慰金を支給します



戦没者の死亡当時のご遺族で、公務扶助料や遺族年金などを受けていない人（令和2年4月1日時点）に特別弔慰金を支給します。当てる人はお手続きください。

環境保全課環境業務係 ☎ 63・1370

衣類（資源ごみ）の排出は控えてください

月1回、リサイクル（資源ごみ）で収集している布類（衣類・タオル・シーツなど）の多くは、海外に輸出されて再利用されています。

しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界各国の物流が停滞し、収集した布類がリサイクルできず、保管場所がひっ迫しています。

衣類の排出はできるだけ控えて、家庭内で保管していただくよう、ご理解・ご協力をお願いします。

介護保険料の特別徴収決定通知書を送ります

令和2年度の市民税額が確定し、介護保険料が決定しました。

10月中旬までに、65歳以上で介護保険料を特別徴収（年金天引き）で納めている人に特別徴収決定通知書を送ります。

保険課介護課介護保険係 ☎ 63・1418

公有地の拡大推進に関する届け出・申し出

【土地の有償譲渡届け出】 荒尾市内で次のような土地を有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前に土地の所有者はその土地の面積、譲渡予定価額や譲渡の相手方などを市長に届け出てください。

●届出が必要な譲渡 売買、代物弁済、交換、契約に基づく譲渡など

●届出が必要な土地 ・都市計画施設などの区域内にある200㎡以上の土地（都市計画道路・公園・河川などの区域内にある土地）

※有償譲渡予定の土地の一部でも都市計画施設にかかり、取引の総面積が200㎡以上の場合、届け出が必要です。詳しくはお尋ねください。

【土地の買い取り希望申し出】 地方公共団体（県や市町村）などに対して、土地の所有者が荒尾市内の次のような土地の買い取りを希望するとき、その旨を市長に申し出ることが出来ます。

令和3年度 放課後児童クラブの申し込みを受け付けます

園子育て支援課保育幼稚園係 ☎ 63-1417

●対象 就労などで、保護者が放課後などに児童を保育できない家庭の小学生（新1年生～6年生） ※低学年優先。家族構成を考慮します。

●募集受付期間 11月2日(月)～24日(火) ※各施設の休日は除く。 ※申込期間外に申し込むと、欠員補充として、待機扱いになる場合があります。

●申込方法 放課後児童健全育成事業加入申請書（10月中旬から各クラブにて配布）に必要事項を記入し、保護者の就労証明書などを添えて、第一希望の放課後児童クラブ（平井小・有明小・清里小放課後児童クラブは子育て支援課）へ提出してください。 ※就労証明書などは、「保育所、認定こども園などの令和3年度新規申込」や「現況届」などで提出しているときは不要です。

●保護者の状況に応じた提出書類 ・就労（家庭外労働）…就労証明書 ・就労（家庭内労働）…申立書 ・疾病・障害、介護など…病院の診断書、障害者手帳の写しなど ・就学…在学証明書など ・求職中…申立書など

【実施場所】 ※開所時間・料金などは各クラブにご確認ください。

Table with 3 columns: 校区, クラブ名(実施場所), 申・問/受付時間. Lists various after-school clubs like 荒尾中央学童クラブ, 万田学童クラブ, etc.

あってよかった！マイナンバーカード

[予約・問い合わせ] 市民課 ☎ 63-1302



健康保険証として利用するための登録手続きを行っています

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用にはパソコンやスマートフォンでの事前登録が必要です。

●登録手続きの補助窓口 ・国民健康保険被保険者証…保険介護課国保年金係（12-1番窓口） ・後期高齢者医療被保険者証…保険介護課高齢者医療係（12-2番窓口） ・その他の健康保険証…市民課市民係

マイナンバーカード延長窓口

●日時 11月18日(水)（毎月第3水曜） 午後5時15分～8時 ●場所 市民課（予約者優先） ●予約受付期間 10月22日(木)～

無料写真撮影付き出張申請

Table with 3 columns: 開催日時, 会場, 申込期間. Details the photo service application process.

市ではマイナンバーカード取得促進に取り組んでいます

国勢調査連載最終回

今和最初の国勢調査 第8回 国勢調査、いよいよ実施！

皆さんの家庭にも調査票を持った調査員が訪れたことと思います。調査開始から100年の歳月が流れ、時代も大正、昭和、平成、そして令和へと変わりましたが、国勢調査の重要性に変わりはありません。

今を知り、よりよい未来をつくるために、日本に住む全ての人と世帯を正確に把握することが重要です。令和最初の国勢調査が、実り多い有意義な調査となるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

これまでの連載内容の詳細は、総務省統計局ホームページ「国勢調査100年のあゆみ」からご覧いただけます。

圖文化企画課行革統計係 ☎ 57-7184

国土利用計画法の届け出をしてくください

●買い取り希望申し出の対象となる土地 都市計画区域内（市内全域）にある200㎡以上の土地 ●届け出・申し出窓口 都市計画課計画法係 ☎ 63・1487

一定面積以上の土地の売買などをしたときは、契約後に権利取得者（買主）は

届け出を行ってください。 ●届出が必要な取引 売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など ●届出が必要な土地 都市計画区域内（市内全域）にある5千㎡以上の土地 ●届出期限 契約した日を含め2週間（予約を含む） ●届出窓口 都市計画課計画法係 ☎ 63・1487 ※届出書など関係書類は市ホームページに掲載しています。